

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則	ページ
衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則 (四九・健康対策課)	1
健康増進法施行細則(五〇・健康対策課)	1
秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則(五一・労働政策課)	6
秋田県職場適用訓練委託規則の一部を改正する規則(五二・雇用対策室)	6

規 則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第四十九号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則
衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第十八号を次のように改める。

十八 健康増進法(平成十四年法律第百三三号)に関する事項

(一) 第二十条第一項の規定による特定給食施設の事業の開始の届出を受理すること。

(二) 第二十条第二項の規定による特定給食施設の事業の変更、休止又は廃止の届出を受理すること。

(三) 第二十一条第一項の規定により、特別の栄養管理が必要な特定給食施設を指

定すること。

(四) 第二十二条の規定により、栄養管理の実施に必要なる指導及び助言を行うこと。

(五) 第二十三条第一項の規定により、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告すること。

(六) 第二十三条第二項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(七) 第二十四条第一項の規定により、業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、立入検査をさせ、若しくは関係者に質問させること。

(八) 第二十七条第一項(第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、当該職員に立入検査をさせ、又は特別用途食品等を収去させること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

健康増進法施行細則をここに公布する。

平成十五年五月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五十号

健康増進法施行細則

(趣旨)

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三三号。以下「法」という。)の施行については、健康増進法施行令(平成十四年政令第三百六十一号)及び健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(給食施設栄養指導票の交付)

第二条 栄養指導員は、法第十八条第一項第二号の規定により同号に規定する施設に対して指導を行い、又は法第二十二条の規定により特定給食施設の設置者に対して指導を行ったときは、別に定める様式による給食施設栄養指導票を作成し、当該施設の設置者に交付しなければならない。

(特定給食施設の届出)

第三条 法第二十条第一項の規定による届出は、特定給食施設事業開始(再開)届出書(様式第一号)により行うものとする。

2 法第二十条第二項前段の規定による届出は、特定給食施設事業変更届出書(様式第二号)により行うものとする。

- 3 法第二十条第二項後段の休止又は廃止に係る届出は、特定給食施設事業休止（廃止）届出書（様式第三号）により行うものとする。
（特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定等）
- 第四条 知事は、法第二十一条第一項の規定により特定給食施設を指定したときは、当該特定給食施設の設置者に通知するものとする。
- 2 知事は、法第二十一条第一項の規定により指定した特定給食施設が健康増進法施行規則第七条各号に掲げる施設に該当しなくなったときは、当該指定を取り消すものとする。
- 3 第一項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。
（特定給食施設栄養報告書）
- 第五条 特定給食施設を設置者又は管理者は、各年の五月及び十一月における給食状況をとりまとめ、別に定める様式による特定給食施設栄養報告書によりこれらの月の翌月十日までに知事に報告しなければならない。
（帳簿の整備）
- 第六条 特定給食施設を設置者又は管理者は、給食に関する帳簿等を整備し、栄養指導員の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（書類の經由）
- 第七条 法第二十条及び第二十六条第一項（法第三十条において準用する場合を含む。）並びに第五条の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、特定給食施設又は申請者の営業所の所在地を所管する保健所長を経由して提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （栄養改善法施行細則の廃止）
- 2 栄養改善法施行細則（昭和二十八年秋田県規則第三十二号）は、廃止する。

様式第1号 特定給食施設事業開始(再開)届出書(第3条関係)

(A4判)

特定給食施設事業開始(再開)届出書						
						年 月 日
秋田県知事 様						
設置者 住 所 氏 名						
(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)						
電話番号						
次のとおり特定給食施設事業を開始(再開)したので、健康増進法第20条第1項の規定により、届け出ます。						
特定給食施設の名称						
特定給食施設の所在地	郵便番号					
	電話番号			F A X 番号		
給食施設の種類	1 学 校 2 病 院 3 介護老人保健施設 4 老人福祉施設 5 児童福祉施設 6 社会福祉施設 7 矯正施設 8 寄 宿 舎 9 事 業 所 10 一般給食センター 11 その他()					
給食の開始(再開) 年 月 日	年 月 日					
予 定 給 食 数	一 日 の 予定給食数	朝 食 食	昼 食 食	夕 食 食	そ の 他 食	計 食
	許可定員(床)数		人(床)			
管 理 栄 養 士 及 び 栄 養 士 の 員 数	区 分	常 勤	非 常 勤	計		
	管 理 栄 養 士 (う ち 委 託)	(人)	(人)	(人)		
	栄 養 士 (う ち 委 託)	(人)	(人)	(人)		

様式第2号 特定給食施設事業変更届出書(第3条関係)

(A4判)

特定給食施設事業変更届出書

年 月 日

秋田県知事 様

設置者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり特定給食施設事業に関する事項に変更が生じたので、健康増進法第20条第2項の規定により、届け出ます。

特定給食施設の名称		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	

様式第3号 特定給食施設事業休止（廃止）届出書（第3条関係）

(A4判)

特定給食施設事業休止（廃止）届出書

年 月 日

秋田県知事 様

設置者 住 所

氏 名



(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり特定給食施設事業を休止（廃止）したので、健康増進法第20条第2項の規定により、届け出ます。

特定給食施設の名称	
休止（廃止）年月日	年 月 日
休止（廃止）の理由	
再開の予定年月日 (休止の場合)	年 月 日

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年五月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五十一号

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

秋田県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条第一項中「次条第四項及び第五項を除き、」を削り、同条第二項の表中

「三、九四〇円」を「三、九三〇円」に、「三、五四〇円」を「三、五三〇円」に改め、同条第三項中「三千五百四十円」を「三千五百三十円」に改める。

第五条第二項中「、特定職種受講手当」を削り、同条第三項中「六百円」を「五百円」に改め、同条第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし、同条第八項

第一号中「第十項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、同条第十一項中「第八項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

様式第一号中「、~~技術習得~~」を削る。

「~~技術習得~~」を削る。

様式第一号中

技術習得	技術習得	技術習得	技術習得
	技術習得	技術習得	技術習得
特別訓練	特別訓練	特別訓練	特別訓練
	特別訓練	特別訓練	特別訓練
通所	通所	通所	通所
	通所	通所	通所

を

技術習得	技術習得
------	------

通所	通所
通所	通所

に改める。

様式第四号中

を

--	--	--

に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の秋田県職業訓練手当支給規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五十二号

秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

秋田県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「二万四千円」を「二万四千円」に、「二万五千円」を「二万五千円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄